

既存不適合機械等更新支援補助金（間接補助金）に係る
補助事業者（執行団体）の公募について（公募要領）

令和3年3月26日
厚生労働省労働基準局安全衛生部

※ 本公募は、令和3年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

厚生労働省では、既存不適合機械等更新支援補助金の交付の決定を受けて事業を実施する者（間接補助金の執行団体）の公募を行います。

応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として採択された場合には、既存不適合機械等更新支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び既存不適合機械等更新支援補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

公募要領目次

I 既存不適合機械等更新支援補助金に係る補助事業者の公募について

- 1 補助金の目的
- 2 定義
- 3 補助金の内容について
- 4 補助事業者の採択について
- 5 採択における評価項目について
- 6 応募の方法について

II 留意事項等について

- 1 基本的な事項について
- 2 補助金の交付について
- 3 補助事業の完了について
- 4 留意点

I 既存不適合機械等更新支援補助金に係る補助事業者の公募について

※ 本公募は、令和3年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1 補助金の目的

この補助金は、既存不適合機械等を所有する者に対し、当該既存不適合機械等について、最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等に更新するための改修、買換等に要する経費の一部に対する間接補助金を交付する事業に要する経費を補助することにより、交付要綱等で定める事業目的の達成に資することを目的としています。

2 定義

本公募における用語の定義は、以下のとおりです。

① 補助金

本公募の対象である既存不適合機械等更新支援補助金をいいます。

② 補助事業

間接補助事業者に対して間接補助金を交付する事業及び当該事業に必要な事務をいいます。

③ 補助事業者

補助事業を行う者をいいます。

④ 間接補助金

補助事業者が国から交付を受けた補助金を財源として、間接補助事業者に対して交付する補助金をいいます。

⑤ 間接補助事業者

間接補助金の交付を受ける者をいいます。

3 補助金の内容について

(1) 令和3年度予算額(案)

事業の補助金の予算額(案)は423,737千円とし、このうち間接補助金の額として338,000千円を確保すること。なお、補助事業の事務(広報・相談業務、補助金審査等業務)を行うために必要な経費については、事務費として計上すること。

(2) 補助事業者

公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号に定める法人)その他の非営利法人(補助金に対して法人税が課されることになる法人を除く。)のうちから、1法人を補助事業者として採択します。(採択の詳細については4を参照。)

(3) 補助事業期間

原則として単年度とします（令和4年3月31日まで）。

（4）補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。

また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。

（5）概算払

補助金のうち概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとし、支払時期については厚生労働省と協議の上、請求できるものとします。ただし、概算払に当たっては財務省との協議を要するため、必ずしも希望に添えない可能性があります。

① 間接補助金

間接補助事業者に対して支払う間接補助金として必要な額（間接補助金の支払いのために金融機関に支払う手数料を含む。）

② 事務費

事務に要する費用の支払に必要な額（広報・相談業務及び補助金審査等業務に要する費用に限る。）

（6）その他

（1）から（5）に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領において、補助事業の詳細について定めますので、必ずそれに従って補助事業を遂行してください。

4 補助事業者の採択について

（1）一般公募を行い、採択します。

ただし、補助事業者は次の要件のすべてを満たす必要があります（要件を欠く場合は、書面審査以降の審査は行いません。）。

① 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に定める法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることになる法人を除く。）であること。

② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

③ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（（オ）及び（カ）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

（ア）厚生年金保険、（イ）健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、

（ウ）船員保険、（エ）国民年金、（オ）労働者災害補償保険、（カ）雇用保険

④ 添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められること。

⑤ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。

- ⑥ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
 - ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- ⑧ 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- ⑨ 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。

(2) 応募者より提出された応募書類について、書面審査及び評価委員会による審査を行います。

評価委員会は、(1)に定める要件を満たす申請者の応募書類について、既存不適合機械等更新支援補助金の補助事業者に係る応募書類審査の手順について(別添1)及び既存不適合機械等更新支援補助金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表(別添2)に基づき厳正に審査を行い、補助事業者を採択します。なお、間接補助金の額について3(1)の額を確保していない応募は失格とし、評価委員会の審査は行いません。

また、採択に当たり、評価委員会での指摘事項等を踏まえて、補助事業の実施に関する条件を付すことや、事業実施計画書の内容の変更を指示することがあります。

5 採択における評価項目について

補助事業者の採択における評価項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

(1) 書面審査における評価項目

- 必要な内容が記載されているか。
- 必要書類が添付されているか。

(2) 評価委員会における評価項目

① 補助事業の実施

- 補助事業を実施するための具体的な取組内容が適切であるか。
- 補助事業の周知・広報のための具体的な取組が適切であるか。

② 実施体制と事務費用の適正性

- 補助事業に関する事務を適切に行うために必要かつ適正な体制を整えられているか。また、国より交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分して適正に管理できる体制を整えられるか。
 - 補助事業を公正かつ透明性を確保して行うために必要かつ適正な体制を整えられるか。
 - 補助事業を行うに当たり、法令遵守及び情報セキュリティを確保するために必要かつ適正な体制を整えられるか。
 - 補助事業に関する事務を行うために要する費用の内訳は適正かつ合理的か。
 - 補助事業に関する事務費の適切な執行のための取組は適正かつ合理的か。
- ③ 法人自体について
- 法人の定款等における目的に労働災害防止が含まれるか。
 - 労働災害防止に関する公益的事業を実施したことがあるか。
 - 補助金による事業を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。
 - 適切な会計経理の処理がなされており、平成 28 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に官公庁又は会計検査院の是正の指摘を受けた場合、その是正及び再発防止に向けた措置を講じているか。

6 応募の方法について

(1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類を、公募期間内に郵送により厚生労働省に提出してください。提出物は、宛名面に「令和 3 年度既存不適合機械等更新支援補助金事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

令和 3 年 3 月 26 日（金）から令和 3 年 4 月 8 日（木）17 時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

ア 応募に必要な書類

・ 応募申請書【様式 1】

（法人の定款、法人の概要が分かる説明資料、過去 2 決算期の事業報告及び決算報告（申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）。法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する事業報告及び決算報告）、平成 28 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた場合には、その概要及び是正の措置内容並びに再発防止に向けた措置内容が分かる資料の写しを添付してください。）

- ・ 事業実施計画書【様式2】
(様式に従い、補助事業の実施に関する計画を記載してください。)
- ・ 事務費用内訳【様式3】
(様式に従い、補助事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載してください。)
- ・ 資格証明書【様式4】
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項【様式5】
- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書(写)
 - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業)
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)
 - ・ 安全衛生優良企業の認定

イ 提出部数

アの書類(紙)を7部。(1部に会社名を記載し、残り6部に会社名等を記載しないこと。)

(4) 提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課機械班
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館15階

(5) 提出方法

書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送してください(公募期間内必着のこと)。

(6) 説明会の開催

開催しない。

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館15階
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課機械班
FAX: 03-3502-1598

○ 受付方法

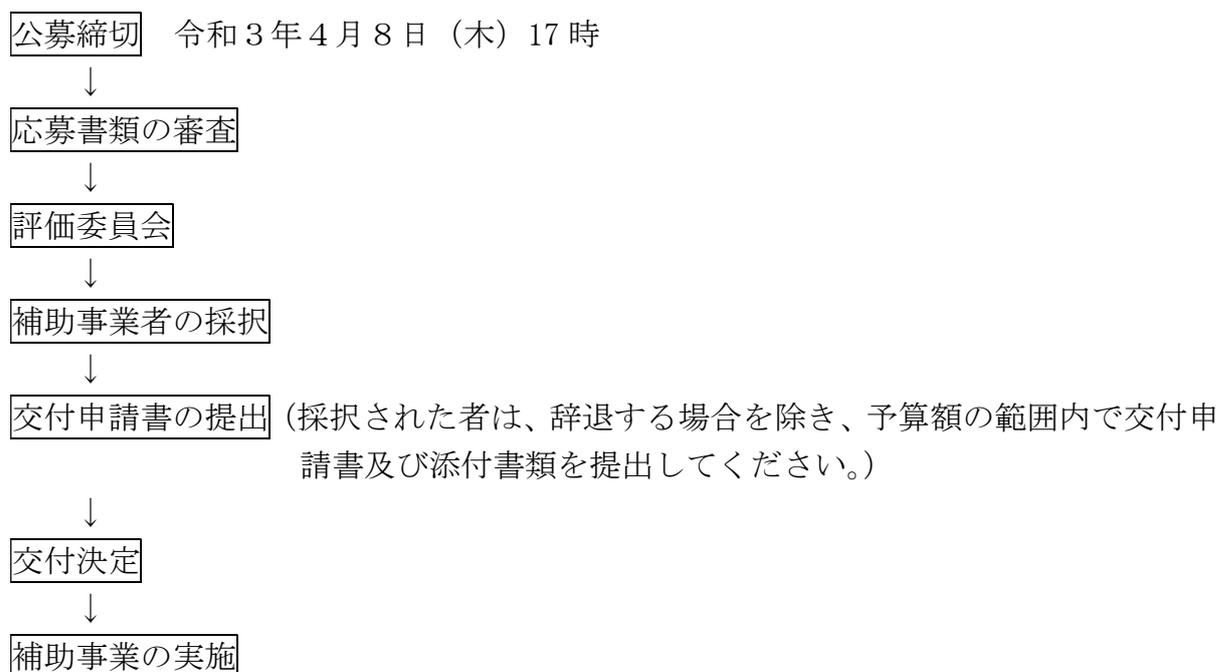
電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による

問合せには対応しません。)。電子メール又はFAXの件名は、「令和3年度既存不適合機械等更新支援補助金に関する質問」としてください。

(8) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します。



※補助事業者の採択は令和3年度当初予算の成立が前提となるものです。

II 留意事項等について

1 基本的な事項について

補助金については、令和3年度当初予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2 補助金の交付について

(1) 交付申請

採択された補助事業者は、令和3年度当初予算の成立後、補助金の交付申請書を厚生労働大臣あて提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

(2) 交付決定

厚生労働大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、当該契約の契約日は交付決定日以降となりますので注意してください（補助金交付決定日以前に契約等を行った経費は、原則として補助金交付の対象外となります。）。

3 補助事業の完了について

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を厚生労働大臣あて提出していただきます。

4 留意点

(1) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、厚生労働省において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

(2) その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、参照してください。